

医師意見書の作成及び意見書作成料等について

障害支援区分における医師意見書は、所定の様式に記載のうえご提出ください。なお、医師意見書作成料等につきましては、厚生労働省の事務連絡「障害支援区分における医師意見書の事務処理等について」に基づき、松江市にご請求ください。

1 意見書作成について

- ・「別紙1 医師意見書作成要領」「別紙2 医師意見書記載例」を参考にご作成ください。
- ・医師意見書の様式は、松江市のホームページにも掲載しています。書式が同じであれば、病院でシステム化されたものを利用されても構いません。
- ・作成いただいた意見書は、申請者本人にお渡しください。病院から松江市に直接郵送される場合、郵送料はご負担願います。

2 意見書作成料等について

①意見書作成料

申請対象者	在 宅	施設入所
新 規	5,000 円	4,000 円
継 続	4,000 円	3,000 円

- ・「継続」とは、更新申請において次に該当する方です。
「施設入所」…前回申請時と同一の施設に入所している方
「在 宅」…前回の申請時と同一の医師または医療機関が意見書を記載する方
- ・「施設入所」とは、社会福祉施設、医療機関等であって入院機能を有するものを含みます。
- ・「施設入所」に該当するのは、施設等の入院・入所者に対して、健康管理を含む医学的管理を行うことを業務とする医師（常勤・非常勤を問わない）が、医師意見書を記載した場合とします。
- ・施設入所者であっても、当該施設等と関係がない医師が意見書を作成した場合には、「在宅」として取り扱います。
- ・グループホーム、宿泊型自立訓練の利用者に対して医師意見書を記載した場合は、「在宅」として取り扱います。

②医師意見書の記載にあたって実施した診察・検査に係る費用

(1) 申請者の主治医である場合

- ・医師意見書を記載する際に医療を必要と認めた場合、診察・検査に係る費用は医療保険の対象となります。

(2) 申請者の主治医でない場合

I 主訴・異和がある場合

- ・診察に係る費用は、医療保険の対象となります。また、往診した場合も医療保険の対象となります。

II 主訴・異和がない場合

- ・初診として基本的な診察を行い、その費用は下記に基づき松江市に請求することができます。ただし、医療を必要と認めた場合、その費用は医療保険の対象となります。

初診料相当額	2,880 円
--------	---------

III 主訴・異和がなく、基本的な診察によっても医学的問題がない場合

- ・意見書を記載するために基本的な検査を必要とする場合、その費用は下記に基づき松江市に請求することができます。ただし、医療を必要と認めた場合、その費用は医療保険の対象となります。

血液検査（静脈）	370 円
抹消血液一般検査	210 円
血液学的検査判断料	1,250 円
血液化学検査（10項目以上）	1,060 円
生化学的検査（I）判断料	1,440 円
尿中一般物質定性判定判定量検査	260 円
単純撮影（アナログ撮影）	600 円
単純撮影（デジタル撮影）	680 円
写真診断（胸部）	850 円
フィルム（大角）	115 円

（令和2年4月報酬単価に準拠）

3 請求について

提出物：「請求書（兼口座振替依頼書）」、「医師意見書作成内訳書」

※請求書の日付は、内訳書の意見書送付日以降としてください。

※記載内容に訂正が生じた場合は、訂正印を押印してください。

（ただし、請求書の金額欄の訂正は不可です。）

提出先：〒690-8540 松江市末次町 86 番地

松江市役所 障がい者福祉課 給付係

4 その他

意見書作成及び請求に関する事など、ご不明なことがありましたら、下記までお問合せください。

問合せ先 松江市 障がい者福祉課 給付審査係 電話：0852-55-5054
--